

『2008年4月改訂版 外来・在宅・入院 診療報酬クイックマスター』正誤表

弊社発行の上記書籍に関する、誤記の訂正及び補遺をお知らせいたします。ご購入の皆さまにはご迷惑お掛けいたしましたことを謹んでお詫び申し上げます。

2008年5月23日作成

該当頁行	誤	正
5ページ右段 下から12行目	1. 指導管理等における【対象病名】一覧	1. 医学 管理等における【対象病名】一覧
16ページ 一覧表内	尿検査の項目に追加	尿検査項目欄5行目「糖定量」と6行目「ポルフィリン定量」の間に ビリルビン定量 を1行追加
23ページ Column 1表内	●感染症免疫学的検査欄 梅毒脂質抗原使用検査(定性)、梅毒脂質抗原……	●感染症免疫学的検査欄 梅毒脂質抗原使用検査(定性)、梅毒脂質抗原……
35ページ左段 下から7行目	(在宅末期医療総合診療料を算定している患者)	(在宅末期医療総合診療料を算定している患者を 除く)
38ページ 特定薬剤治療 管理料早見表	「躁うつ病」の欄 4カ月以降※ 470点	「躁うつ病」の欄 4カ月以降※ 235点
38ページ 特定薬剤治療 管理料早見表	「躁うつ病または躁病」の欄 特定薬剤治療管理料欄 空白	特定薬剤治療管理料欄 初回 750点 2～3カ月 470点 4カ月以降※ 470点
39ページ 上から4行目	腎臓食 (塩分6g以下)	腎臓食 (塩分6g 未満)
45ページ 上から12行目	(2) 上記にかかわらず、 <u>α-フエトプロテイン(AFP)またはPIVKA II精密測定、CA125精密測定、……</u>	(2) 上記にかかわらず、CA125精密測定、……
45ページ 上から22行目	(<u>α-フエトプロテイン(AFP)またはPIVKA II精密測定等</u>)	(CA125精密測定等)
57ページ D007-5(最終行)	蛋白分画測定 包括欄 空白	蛋白分画測定 包括欄 ×
64ページ D008-10	ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定(月1回) 対象疾患 急性心不全、急性心筋梗塞など	ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定(月1回) 対象疾患 慢性心不全
96ページ D208-1	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導 一般 2回目 135点	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導 一般 2回目 117点
136ページ E200	コンピューター断層撮影(CT撮影)(一連) ロ、「イ」以外 月1回目 一般 600点	コンピューター断層撮影(CT撮影)(一連) ロ、「イ」以外 月1回目 一般 660点
237ページ右段 上から4行目	(在宅末期医療総合診療料を算定している患者)	(在宅末期医療総合診療料を算定している患者を 除く)
277ページ 最終段	表注釈 ⑩後期高齢者は算定不可	表注釈 ⑩ 後期高齢者 は算定不可
292ページ	表題 1. 指導管理等における【対象病名】一覧(50音順)(抜粋)	表題 1. 医学 管理等における【対象病名】一覧(50音順)(抜粋)

『2008年4月改訂版 外来・在宅・入院 診療報酬クイックマスター』 追補について

『2008年4月改訂版 外来・在宅・入院 診療報酬クイックマスター』の記載上関連する項目について、以下を追補として記載致します。

●厚生労働省保険局医療課では、平成20年5月30日付の事務連絡として、平成20年度診療報酬改定関連通知の一部訂正を発出しました。

2008年6月3日作成

該当頁行	訂正前	補完訂正後	備考
87ページ D016-5 留意事項欄	●薬疹についても算定できる。	●Con-A、PHA又は薬疹の被疑医薬品によるもの。	下線部に変更
168ページ J 038-2 留意事項欄	●入院中の患者(介護老人保健施設に入所中の患者を含む。以下この項で同じ) または……	●入院中の患者または、……	下線部の削除
207ページ左欄 上から26行目 先頭	典型的な肝癌の場合は、……	非典型的な肝癌の場合は、……	下線部の追加
235ページ 特定施設入居時等 医学総合管理料欄	算定可(養護老人ホーム、軽費老人ホームA型の場合に限る) ……	算定可(軽費老人ホームA型の場合に限る) ……	下線部の削除
291ページ 6級地(3点) 茨城県	……板東市、……五霧町……	……坂東市、……五霞町……	下線部の変更
291ページ 6級地(3点) 千葉県	白里町、……	大網白里町、	下線部の追加
296ページ 区分	自宅、社会福祉施設……受けているものを除く)	自宅、社会福祉施設……受けているものを除く) ※5	下線部の追加
同上	高齢者専用賃貸住宅、……利用する事業所	高齢者専用賃貸住宅、……利用する事業所 ※5	下線部の追加
298ページ 区分	自宅、社会福祉施設……受けているものを除く)	自宅、社会福祉施設……受けているものを除く) ※5	下線部の追加
同上	高齢者専用賃貸住宅、……利用する事業所	高齢者専用賃貸住宅、……利用する事業所 ※5	下線部の追加
298ページ 特定施設入居時等 医学総合管理料欄	(養護老人ホーム及び軽費老人ホームA型の場合に限る)	(軽費老人ホームA型の場合に限る)	下線部の削除
299ページ 区分 在宅移行管理加算欄	……特別訪問看護加算を算定していない場合に限る)	……特別管理加算を算定していない場合に限る)	下線部の変更
300ページ 区分	自宅、社会福祉施設……受けているものを除く)	自宅、社会福祉施設……受けているものを除く) ※5	下線部の追加
同上	高齢者専用賃貸住宅、……利用する事業所	高齢者専用賃貸住宅、……利用する事業所 ※5	下線部の追加
301ページ 下段 欄外	※4の次に※5を追加	※5 社会福祉施設、身体障害者施設等及び養護老人ホームに入居する者に係る医科診療報酬点数表の算定について、別に「特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号)に規定がある場合にあつては、当該規定が適用されるものであること。	※5の追加

(次ページに続く)

- 厚生労働省保険局医療課では、平成20年7月10日付の事務連絡として、平成20年度診療報酬改定関連通知の一部訂正を发出了しました。

2008年7月18日作成

該当頁行	訂正前	補完訂正後	備考
147ページ 外来化学療法加算 備考欄 下から7行目	●関節リウマチ患者、クローン病患者及びベーチェット病患者に対してインフリキシマブ製剤の注射を行った場合も算定できる。	●関節リウマチ患者、クローン病患者及びベーチェット病患者に対してインフリキシマブ製剤の注射を行った場合、 <u>又は関節リウマチの患者、多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎の患者及び全身型若年性特発性関節炎の患者に対してトシリズマブ製剤の注射を行った場合</u> も算定できる。	下線部の追加
282ページ A311 留意事項欄 下から5行目	●非定型抗精神病薬とは、オランザピン、フマル酸クエチアピン、塩酸ペロスピロン、リスペリドン、アリピプラゾールをいう。	●非定型抗精神病薬とは、オランザピン、フマル酸クエチアピン、塩酸ペロスピロン、リスペリドン、アリピプラゾール <u>及びプロナンセルリン</u> をいう。	下線部の追加

- 日本医師会から平成20年6月18日付にて、平成20年度診療報酬についての質疑応答が発表されました。

2008年6月18日作成

該当頁行	訂正前	補完訂正後	備考
32ページ B 016 留意事項欄 下から7行目	●届出した1診療所1患者のみ算定可。後期高齢者診療料を算定している患者は、 <u>他医療機関で特定疾患療養管理料等別途算定不可。</u>	●届出した1診療所1患者のみ算定可。後期高齢者診療料を算定している患者であっても、 <u>包括される項目を他の医療機関で算定できる。</u>	下線部の変更
<p>[参考] [日本医師会 平成20年度診療報酬 質疑応答その3 平成20年6月18日付より] Q31 後期高齢者診療料を算定している患者については、包括される項目を他の医療機関で算定できないのか。 A31 算定できる。</p>			
255ページ C 010 留意事項欄 上から17行目	●月2回以上医療関係職種間で文書等……月1回限り算定する。	●月2回以上医療関係職種間で文書等……月1回限り算定する。 <u>情報共有の相手は、利用している歯科医療機関、薬局のうち2者以上と情報共有をする必要がある。</u>	下線部の追加

以上

株式会社 クリニックマガジン